



外部の労働者等からの公益通報（外部通報）等に対する 通報・相談窓口の設置について

公益通報者保護法の改正に伴い、外部の労働者等からの公益通報（外部通報）や外部通報に関する相談に適切に対応するため、市民相談情報課に通報・相談窓口を設置します

1. 設置日 令和4年6月1日（水）
2. 通報・相談窓口 市民相談情報課 広聴・相談担当
3. 公益通報とは
事業者が法令違反行為をしている又はそのおそれがあることを知った労働者等が、事業者内部又は外部（行政機関、報道機関等）の通報窓口に通報することをいいます。
※市民相談情報課が設置する窓口は外部（行政機関）への通報に対する窓口です。
4. 通報の受付方法
通報は、所定の様式にて通報・相談窓口で直接又は郵送、Eメール等で受け付けます。
5. 受け付けた通報の取扱いについて
受け付けた通報は、その通報内容を主管する課に送付され、主管課が通報内容に関する調査を行います。その結果、法令違反等が認められた場合には、事業者に対し処分や勧告等の措置を行います。また、措置等を行った場合は、通報・相談窓口から通報者に対し、その旨を通知します。



【問い合わせ】

市民生活部市民相談情報課広聴・相談担当
担当 山添、中村
TEL 0277-46-1111（内線472）